

契 約 書



大阪高等・地方・簡易裁判所合同庁舎の警備業務（以下「業務」という。）に関し、注文者大阪高等裁判所（以下「発注者」という。）と請負者首都圏ビルサービス協同組合（以下「受注者」という。）とは、次の条項及び別紙第1仕様書により請負契約を締結し、信義に従い、誠実にこれを履行するものとする。



（業務の名称等）

第1条 業務の名称、内容、履行期間及び請負金額は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 大阪高等・地方・簡易裁判所合同庁舎警備業務
- (2) 内 容 別紙第1仕様書のとおり
- (3) 履行期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- (4) 請負金額 金104,307,258円

（うち消費税及び地方消費税額

平成31年9月30日までに資産の譲渡等が行われる部分

金3,850,968円

平成31年10月1日以降に資産の譲渡等が行われる部分

金4,756,290円

計 金8,607,258円)

（契約保証金）

第2条 契約保証金は、免除する。

（権利義務の譲渡等の制限）

第3条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を発注者の書面による承諾を得た場合を除き、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、発注者の対価の支払による弁済の効力は、発注者が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

（下請等の禁止）

第4条 受注者は、発注者の書面による承諾を得ずに、業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

（業務の監督）

第5条 発注者は、業務の必要な監督を行うため、監督職員を定めて次に掲げる事項を行わせることができる。

- (1) 受注者が提出する書類の調査
- (2) 業務の管理、立会い、指示、承諾又は協議

2 受注者は、監督職員の職務に協力しなければならない。

(検査及び納入)

第6条 受注者は、業務が完了(一部の完了を含む。)した場合には、書面により、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受理した場合には、その受理した日から起算して10日以内に、発注者の定めた検査職員に必要な検査を完了させ、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の検査に合格しなかった場合には、発注者の指示に従い、遅滞なく補修その他の必要な措置を講じ、再度の検査を受けなければならない。この場合における検査の完了の時期は、発注者が新たに業務の完了した旨の通知を受理した日から起算して10日以内とする。

4 検査に要する費用は、受注者の負担とする。

5 発注者及び受注者の協議により、業務を分割して行う場合においては、その都度、前各項に準じた取扱いをするものとする。

(請負代金の支払)

第7条 受注者は、前条の検査に合格した旨の通知を受理した場合には、別紙第2支払内訳表記載のとおり、適法な代金の支払請求書を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求書を受理した日から起算して30日(以下「約定期間」という。)以内に、受注者の指定する銀行口座に振り込むことにより支払うものとする。

3 受注者は、発注者及び受注者の協議により業務を分割して行った場合において発注者の承諾があるときは、その納入した部分に対する代金の支払を発注者に請求することができるものとし、この場合においては、前二項に準じた取扱いをする。

(履行遅延の賠償)

第8条 発注者は、約定期間内に代金の支払をしなかった場合には、遅延損害金を受注者に支払わなければならない。

2 受注者は、その責めに帰す事由により業務を遅滞した場合には、遅延損害金を発注者に支払わなければならない。

3 前二項の遅延損害金は、第1項の場合においては支払が遅延した金額に対し、遅延日数に応じて年2.7パーセントの割合で計算した額とし、前項の場合においては業務が遅延した部分についての代価に対し、遅延日数に応じて年5.0パーセントの割合で計算した額とする。ただし、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨て、その額が100円未満であるときは、その支払を要しないものとする。

(検査の遅延)

第9条 発注者がその責めに帰す事由により第6条第2項、第3項又は第5項に規定する期間内に検査を完了しなかった場合には、その期間を経過した日から検査を完了した日までの日数(以下「遅延期間」という。)を、約定期間から差し引くものとする。この場合において、遅延期間が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前条第1項及び第3項に規定する遅延損害金を受注者に支払うものとする。

(危険負担)

第10条 業務の履行に伴い生じた損害は、受注者の負担とする。ただし、その損害が発

注者の責めに帰す事由により生じた場合又は天災その他の不可抗力により生じた場合は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

- 2 受注者は、業務の遂行その他の行為により、発注者に損害（部品等の瑕疵を原因として生じた損害を含む。）を与えた場合には、発注者の損害賠償請求に応じなければならない。
- 3 天災その他の不可抗力により、債務の履行が不可能となったときは、発注者又は受注者は、相手方の同意を得て、この契約を無償で解除できるものとし、既に要した費用については、発注者及び受注者の各自の負担とする。

（かし担保責任）

第11条 発注者は、業務完了後その内容に瑕疵があることを発見したときは、受注者に対し、受注者の費用で取替え、補修その他の措置を講じ、又は損害の賠償を請求することができる。この場合における担保の期間は、第6条第2項、第3項又は第5項に基づく検査に合格したときから1年とする。

（秘密の保持）

第12条 受注者（その代理人及び使用人を含む。）は、業務の遂行上知り得た情報を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

- 2 受注者は、この契約終了後においても、前項の責任を負うものとする。

（発注者の契約解除権）

第13条 受注者（その代理人及び使用人を含む。）が次の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、発注者は、いつでもこの契約を解除することができる。

- (1) この契約書の条項又は別紙第1仕様書に違反した場合
 - (2) 監督職員の監督又は検査職員の検査を妨げ、又は妨げようとした場合
 - (3) 詐欺その他の不正行為をし、又はしようとした場合
 - (4) その他、この契約の目的を達することができないと認められる場合
- 2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、受注者の負担とする。
 - 3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、これに相当する代金を受注者に支払うものとする。

（受注者の契約解除権）

第14条 受注者は、発注者がこの契約書の条項若しくは別紙第1仕様書に違反し、又は著しくこれと異なる指示をしたため、この契約を履行することが不能となった場合にはこれを解除することができる。

- 2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、発注者の負担とする。
- 3 受注者が第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、発注者は、これに相当する代金を受注者に支払わなければならない。

（契約解除にかかる違約金）

第15条 前二条の規定によりこの契約が解除された場合には、受注者又は発注者は、違約金として請負金額の10分の1に相当する金額を発注者又は受注者の指定する期限内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、発注者又は受注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場

合において発注者又は受注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(談合等の不正行為にかかる違約金)

第16条 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者の請求に基づき、請負金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならない。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（同委員会が、受注者に対して、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行い、又は確定した当該納付命令を独占禁止法第63条第2項の規定により取り消した場合を含む。）。
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定による排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。ただし、受注者が独占禁止法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときはこの限りでない。
 - (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) 受注者又は受注者の代理人の刑法第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の請負金額の10分の1に相当する額のほか、請負金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならない。
- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項、第8項又は第9項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人（受注者が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法に抵触する行為をしていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 受注者は、契約の履行を理由として、前二項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（談合等の不正行為にかかる発注者の契約解除及び違約金に関する遅延利息）

第17条 受注者が前条の違約金を発注者の指定する期限内に支払わないときは、発注者は何らの通知催告を要せずこの契約の全部又は一部を解除することができるものとし、受注者は当該期限を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（暴力団の排除）

第18条 暴力団排除に関する特約条項は別紙第3のとおりとする。

（紛争の解決）

第19条 この契約書の各条項において発注者及び受注者が協議して定めるものにつき、協議が整わない場合その他この契約に関し発注者受注者間で紛争が生じた場合には、発注者及び受注者が協議により選任した者のあつせん又は調停によりその解決を図ることとする。この場合における紛争の処理に要する費用は、発注者及び受注者が協議して特別の定めをした場合を除き各自これを負担する。

（契約の疑義）

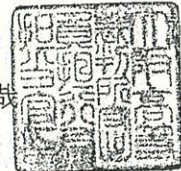
第20条 この契約書に定めのない事項その他疑義のある場合は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自これを保有する。

平成31年4月 / 日

発注者 大阪市北区西天満二丁目1番10号
大阪高等裁判所
支出負担行為担当官
大阪高等裁判所事務局長

井上直哉



受注者 東京都港区赤坂一丁目1番16号
首都圏ビルサービス協同組合
代表理事

阿南一成



(別紙第1)

仕 様 書

(警備の対象)

第1条 所在地 大阪市北区西天満二丁目1番10号
対象物 大阪高等・地方・簡易裁判所合同庁舎(建物及び構内)

(警備請負期間)

第2条 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

(警備の目的)

第3条 裁判所の庁舎等の管理に関する規程(昭和43年6月10日最高裁判所規程第4号。以下「庁舎管理規程」という。)に基づき、大阪高等・地方・簡易裁判所合同庁舎の施設における秩序の維持及び災害の防止等について、適切かつ効果的な保全を図ることを目的とする。

(受注者の業務内容)

第4条 受注者は、庁舎管理規程並びに発注者の定める別紙1「施設警備業務実施要領」及び別紙2「入庁検査業務実施要領」に従い、受注者の使用人(以下「警備員」という。)に業務を行わせるものとする。

2 受注者は、別表1の「施設警備業務警備員配置表」(以下「別表1」という。)及び別表2の「入庁検査業務警備員配置表」(以下「別表2」という。)記載のとおり、配置部署及び警備時間に警備員を配置させ、業務に関する指揮監督を行うものとする。

3 受注者は、警備員の構成をできる限り固定し、業務に支障を生ずることのないよう組織を編成しなければならない。

4 本業務に従事する警備員は、身体強健かつ明朗快活な者で、業務内容や期待される役割を十分に理解しつつ、当該業務を的確かつ確実にを行うに足りる十分な知識及び技能を有する者でなければならない。

(警備責任者等の資格)

第5条 受注者は、業務を開始するに当たり、現場における警備員のうち、
については、施設警備業務1級の検定資格を有する者、
については、施設警備業務1級又は2級の検定資格を有する者を警備責任者として定め、書面により発注者に通知しなければならない。

2 受注者は、警備責任者を変更しようとするときは、事前に書面により発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、警備責任者(代行者を含む。)を常時配置しなければならない。

なお、警備責任者の配置部署は、
はとし、その余の時間帯については、他の部署との警備業務を兼任することができる。

4 受注者は、警備責任者の代行者を、代行順位を付して3名以上定め、監督職員に書面で通知する。

なお、代行者は
については、施設警備業務1級の検定資格を有する者を
については、施設警備業務1級又は2

級の検定資格を有する者とする。

(警備員の資格)

第6条 受注者は、警備員配置部署のうち、別表1の [] の警備員及び別表2の班長は、施設警備業務1級又は2級の検定資格を有する者を配置し、書面によりその氏名を監督職員に通知しなければならない。

2 受注者は、前項の配置担当者を変更しようとするときは、事前に書面により監督職員に通知しなければならない。

(施設警備業務検定資格証写しの提出)

第7条 受注者は、第5条1項の警備責任者、同条4項の代行者（以下これらを「警備責任者等」という。）並びに第6条の警備員及び班長について、施設警備業務検定資格証の写しを監督職員に提出するものとする。

(警備員名簿の提出)

第8条 受注者は、予め業務に従事する警備員の氏名、年齢、住所及び警備に関する資格及び経験年数を記載した名簿を発注者に事前に提出しなければならない。

2 受注者は、前項の名簿に警備員各自の経歴書（氏名、社歴、新任教育又は最近の業務別教育歴、その他参考となるべき事項を記載したもの。）及び顔写真を添付するものとする。

(警備員服務細則の提出)

第9条 受注者は、警備員服務細則を定め、監督職員に提出するものとする。

(施設及び備品の提供等)

第10条 発注者は、受注者に対し、警備員の待機室を無償で貸与する。

2 発注者は、受注者に対し、机、椅子及びロッカー等の必要最小限の備品類を無償で貸与する。その他の備品類については、受注者は、発注者の承認を得た上で受注者が整備するものとする。

ただし、受注者において整備した備品類は請負期間の末日の業務終了後に撤去しなければならない。

3 業務上必要な物品及び消耗品等は、別紙2「入庁検査業務実施要領」第4条の3で定める物品を除き受注者の負担とする。

4 業務上必要な電気及び水道（受注者設置の備品等にかかるものを含む。）の使用は、無償とする。

5 受注者は、発注者が管理する施設内の電話（公衆電話を除く。）については、業務上必要な庁舎内連絡のみに使用するものとする。

6 受注者は、発注者から貸与を受けた施設、備品及びその他発注者の管理する施設について、善良なる管理者としての注意をもって使用するものとする。

(勤務態度)

第11条 警備員は、業務の遂行に当たっては、裁判の公平に対する国民の信頼並びに裁判所の威信及び品位の保持を図るため、厳正な態度を執ることのみならず、来庁者に対しては、業務の責任を自覚し、誤解を招くような言動は慎むものとする。

2 警備員は、警備業務の遂行に当たっては厳正に、来庁者の応接に当たっては親切丁寧を旨として実施する。

3. 警備員は、みだりに配置部署を離れてはならない。

(服装)

第12条 警備員は、業務遂行中は、警備業法第16条による届出をした制服、制帽及び白手袋を着用する。

なお、制服等の規格について、事前に監督職員へ提出する。

(身分証明書の携帯)

第13条 警備員は、業務遂行中は、受注者の発行する身分証明書を常時携帯するものとし、監督職員の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。

(交替及び引継ぎ)

第14条 警備員は、配置部署における交替に際し、前任者から後任者に対し、所要事項を引き継ぐとともに、引き継いだ事項について警備責任者等に報告する。

(拾得物等)

第15条 警備員は、拾得物の届出があったとき又は遺失物を発見したときは、警備責任者等を通じて執務時間中は管理課、それ以外の時間は管理当直員にこれを引き継ぐものとする。

(一般事項)

第16条 受注者は、故意又は過失により、当庁舎の建物設備、物品又は電磁的記録等を破損した場合は、直ちに監督職員に連絡し、受注者の責任において速やかに原状回復を図るものとする。

2 本業務中、受注者の責に帰すべき事由により、第三者に与えた損害に対し、受注者はその損害賠償の責任を負う。

3 業務にあたり、来庁者である第三者から苦情があった場合、受注者の業務範囲のみに該当する事項については警備責任者等が対応し、発注者の業務範囲にかかる事項である場合には直ちに警備責任者等を通じて監督職員又は管理当直員に報告し、指示を仰ぐ。

4 受注者は、業務に関する機密保持に努め（本契約終了後も同様）、監督職員から受領した警備関係書類等で不用となったものについては、受注者が用意したシュレッダーを使用し、速やかに廃棄する。

5 警備責任者等は、監督職員から受領した資料等について、監督職員の承諾なくして複写又は複製してはならない。

(その他の事項)

第17条 受注者は、業務を履行するために配置する警備員について、警備業法、労働基準法及び労働安全衛生法等の法律に規定された全ての義務を負うものとする。

2 受注者は、警備員の身元、風紀、衛生及び規律の維持に関し一切の責任を負い、発注者が適当でないと認めた者は、警備員として使用してはならない。

3 受注者は、警備員の業務の遂行方法に関する指示を行うものとする。

4 受注者は、警備計画書を作成し、警備員の勤務時間、休憩時間及び休暇等を管理監督するものとする。

なお、警備計画書については、事前に発注者へ提出し、承認を得なければならない。

5 警備員に変更がある場合は、業務開始日までに、業務を習熟するための引継ぎ及び研修等を行うこととする。

- 6 受注者は、必要に応じて監督職員の指示に従い、次年度の本契約の落札業者に対し、業務内容の引継ぎを確実にを行うこととする。
- 7 警備責任者等及び警備員は、この実施要領に定める事項の他、火災及び大規模地震等の災害及び裁判所施設等への危害行為（予告等を含む）等、不測の事態が発生した場合には、庁舎管理者（代理者を含む。）及び管理当直員等の指示に従わなければならない。
- 8 この仕様書に定めのない業務実施上の事項については、その都度、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

(別紙1)

施設警備業務実施要領

(目的)

第1条 この施設警備業務実施要領(以下「実施要領」という。)は、裁判所の庁舎等の管理に関する規程(昭和43年6月10日最高裁判所規程第4号。以下「庁舎管理規程」という。)に基づき、大阪高等・地方・簡易裁判所合同庁舎の施設(以下「庁舎」という。)における秩序の維持及び災害の防止等について、警備員の職務執行上の規範を定め、これに基づく庁舎等の適切かつ効果的な保全を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この実施要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 警備員

大阪高等裁判所を発注者として締結する警備業務請負契約に基づき、業務に携わる受注者の使用人をいう。

(2) 警備責任者及び警備責任者代行者(以下「警備責任者等」という。)

〃については施設警備業務1級の検定資格を有する者、〃については、施設警備業務1級又は2級の検定資格を有する者で、現場において警備員の業務を管理監督する警備員をいう。

(3) 業務

この実施要領に定める警備員の任務をいう。

(警備責任者の業務内容)

第3条 警備責任者等は、次の各号に掲げる業務を実施する。

(1) 警備責任者等は、業務に従事する警備員の業務状況を管理し、業務の実施に当たり警備員を監督し、指導しなければならない。

(2) 警備責任者等は、必要に応じて、発注者の定める監督職員と連絡事項等の打合せを行うものとする。

(3) 警備責任者等は、業務開始時に警備員を集合させるなどし、各配置部署の指示及び確認を行うほか、当日の行事予定等の連絡事項について徹底を図らなければならない。

(4)

(5) 警備責任者等は、警備員配置予定表を作成し、前日までに監督職員に提出しなければならない。ただし、裁判所の休日に関する法律に定める日(以下「休日」という。)の警備員配置予定表は、その直近の開庁日までに提出する。

(6) 警備責任者等は、発注者が定める「警備報告書」を作成し、翌朝、午前9時15分までに監督職員に提出しなければならない。ただし、休日により翌朝に提出できない場合は、次の開庁日に提出する。

(7) 鍵(新館のカードキーを含む)の授受及び保管。

(警備員の業務内容)

第4条 警備員は、配置部署において、警備責任者等に報告の上、次の各号に掲げる業務を実施し、周辺の秩序維持に努める。

(1)

(2)

(3)

(4)

(5)

(6)

2 前項の規定は安全面に考慮し、十分注意して行う。

(配置部署における業務内容)

第5条 [redacted]に配置される警備員は、別表1「施設警備業務警備員配置表」記載の警備時間に[redacted]において、第4条1項の業務に加え、次の各号の業務を行う。

(1)

(2)

(3)

(4)

(5)

(6)

(7)

(8)

(9)

(10)

(11)

2 [redacted]に配置される警備員は、別表1「施設警備業務警備員配置表」記載の警備時間に別図1「配置図」のとおり[redacted]し、次の各号の業務を行う。

(1)

(2)

(3)

(4)

(5)

3 [redacted]に配置される警備員は、別表1「施設警備業務警備員配置表」記載の警備時間に庁舎の建物内及び構内を[redacted]し、次の各号の業務を行う。

(1)

- (2)
- (3)
- (4)

4 [redacted] に配置される警備員は、別表1「施設警備業務警備員配置表」記載の警備時間に別図1「配置図」のとおり [redacted] し、次の各号の業務を行う。

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)

- (6)
- (7)

5 [redacted] に配置される警備員は、別表1「施設警備業務警備員配置表」記載の警備時間に別図1「配置図」のとおり [redacted] し、次の各号の業務を行う。

- (1)
- (2)
- (3)

- (4)

- (5)
- (6)

(搬出入の制限)

第6条 [redacted]

(鍵の管理)

第7条 [redacted]

- (1)

- (2)

- (3)

(別紙 2)

入庁検査業務実施要領

(目的)

第1条 この入庁検査業務実施要領(以下「実施要領」という。)は、裁判所の庁舎等の管理に関する規程(昭和43年6月10日最高裁判所規程第4号。以下「庁舎管理規程」という。)に基づき、大阪高等・地方・簡易裁判所合同庁舎の施設(以下「庁舎」という。)における秩序の維持及び災害の防止等について、警備員の職務執行上の規範を定め、これに基づく庁舎等の適切かつ効果的な保全を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この実施要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 警備員

大阪高等裁判所を発注者として締結する警備業務請負契約に基づき、業務に携わる受注者の使用人をいう。

(2) 警備責任者及び警備責任者代行者(以下「警備責任者等」という。)

■については、施設警備業務1級の検定資格を有する者、■については、施設警備業務1級又は2級の検定資格を有する者で、現場において警備員の業務を管理監督する警備員をいう。

(3) 業務

この実施要領に定める警備員の任務をいう。

(警備責任者の業務内容)

第3条 警備責任者等は、次の各号に掲げる業務を実施する。

(1) 警備責任者等は、業務に従事する警備員の業務状況を管理し、業務の実施に当たり警備員を監督し、指導しなければならない。

(2) 警備責任者等は、必要に応じて、監督職員と連絡事項等の打合せを行うものとする。

(3) 警備責任者等は、業務開始時に警備員を集合させるなどし、各配置部署の指示及び確認を行うほか、当日の行事予定等の連絡事項について徹底を図らなければならない。

(4) ■

(5) 警備責任者等は、警備員配置予定表を作成し、前日までに監督職員に提出しなければならない。ただし、裁判所の休日に関する法律に定める日(以下「休日」という。)の警備員配置予定表は、その直近の開庁日までに提出する。

(6) 警備責任者等は、発注者が定める「警備報告書(入庁者数の報告を含む。)」を作成し、翌朝、午前9時15分までに監督職員に提出しなければならない。ただし、休日により翌朝に提出できない場合は、次の開庁日に提出する。

(警備員の業務内容)

第4条 警備員は、発注者及び監督職員の指示並びに契約締結後に別途交付する「警備員対応要領」等に従い、別図2「入庁検査場所」の本館、別館及び新館の各正面玄関（詳細は、契約締結後に発注者が指定する。）において、次の各号に掲げる業務を実施し周辺の秩序維持に努める。

なお、受注者側で対応できない問題が生じた場合は、直ちに監督職員に連絡し、その指示に従う。

(1)

(2)

(3)

(4)

(5)

2 その他本業務において必要な事項については、警備員対応要領のほか、発注者及び監督職員の指示に従うものとする。

3 検査の実施に必要な次の物品は、発注者の責任において準備する。

(1)

(2) 金属探知機及び金属探知機

(3) テーブル、いす、パーテーションポール、コーン及びコーンバー

(4) 荷物用トレイ及びかご、手荷物預かり札、預かり荷物用保管庫

(別表1)

施設警備業務警備員配置表

配置部署	曜日	配置人員	警備時間	門扉開閉時間等	
				開	閉
[Redacted]	平日	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
				警備責任者(左記時間以外は[Redacted]の配置と兼ねることができる。)	
	休日(※1)			[Redacted]	[Redacted]
				警備責任者(左記時間以外は[Redacted]の配置と兼ねることができる。)	
	平日			[Redacted]	[Redacted]
	毎日			[Redacted]	[Redacted]
	平日 (平日)			[Redacted]	[Redacted]
	平日			[Redacted]	[Redacted]
	休日(※1)			[Redacted]	[Redacted]
	平日 (毎日)			[Redacted]	[Redacted]
平日	[Redacted]	[Redacted]			

(※1) 休日とは、裁判所の休日に関する法律に定める日をいう。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

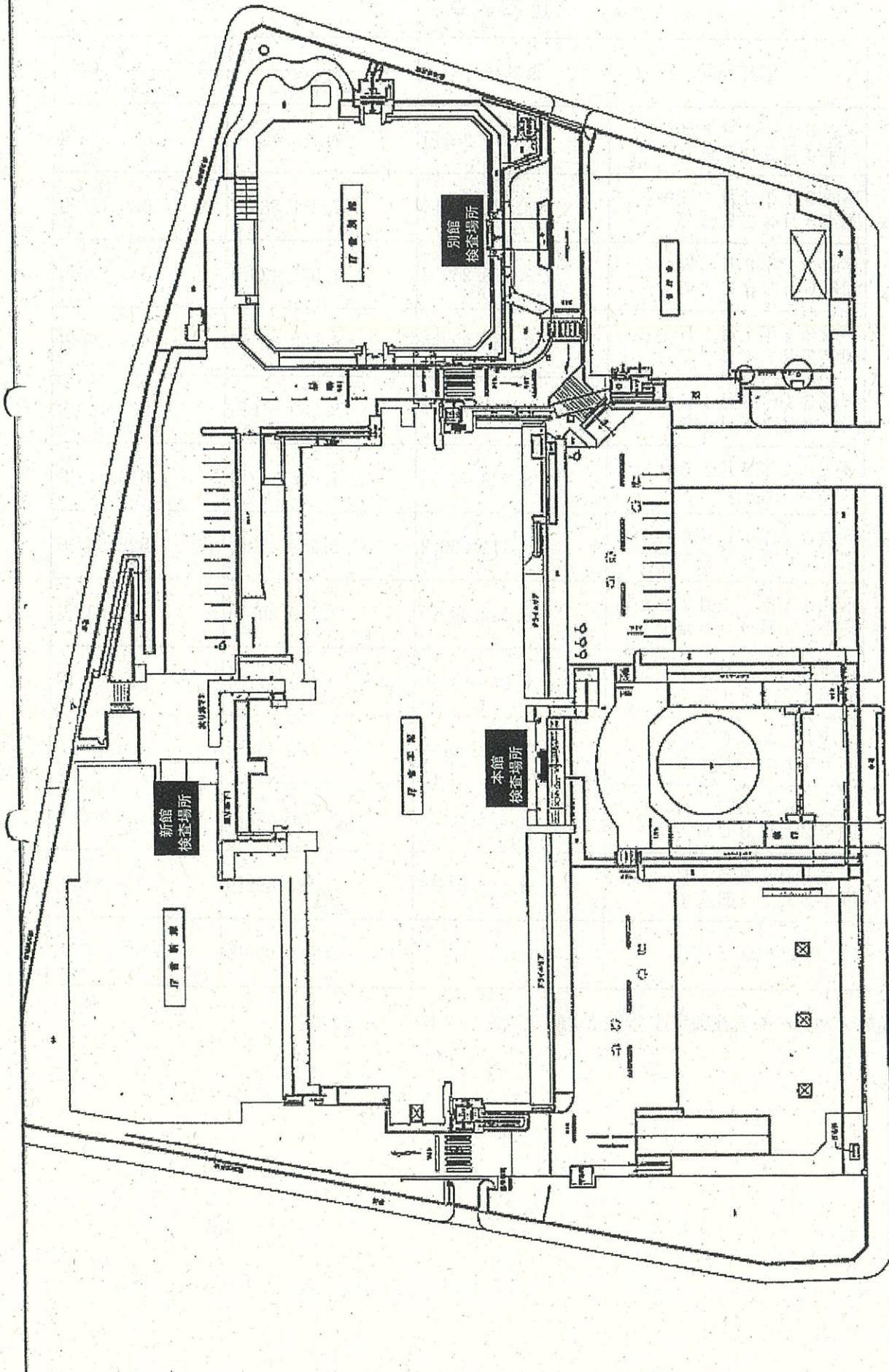
[Redacted]

入庁検査業務警備員配置表

配置部署	曜日	配置人員	警備時間	開閉時間	
				開	閉
本館	平日	班長	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
		警備員			
		班長			
		警備員			
		班長			
		警備員			
		班長			
		警備員			
		班長			
		警備員			
		班長			
		警備員			
		班長			
		警備員			
		警備員			
別館	平日	班長	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
		警備員			
		班長			
		警備員			
		班長			
		警備員			
		班長			
		警備員			
		警備員			
		警備員			
新館	平日	班長	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
		警備員			
		班長			
		警備員			
		班長			
		警備員			
		班長			
		警備員			
		班長			
		警備員			

1) 1)

大阪高等・地方・簡易裁判所合同庁舎警備業務 配置図(期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで)



大阪高等・地方・簡易裁判所合同庁舎警備業務 入庁検査場所 (期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで)

(別紙第2)

支払内訳表

請求名	業務期間	請求額	内訳額	
			本体価格	消費税等
※	平成31年4月1日から 同年4月30日まで	8,570,262円	7,935,428円	634,834円
	平成31年5月1日から 同年5月31日まで	8,371,706円	7,751,580円	620,126円
	平成31年6月1日から 同年6月30日まで	8,570,262円	7,935,428円	634,834円
	平成31年7月1日から 同年7月31日まで	9,243,322円	8,558,632円	684,690円
	平成31年8月1日から 同年8月31日まで	8,952,784円	8,289,615円	663,169円
	平成31年9月1日から 同年9月30日まで	8,279,732円	7,666,417円	613,315円
	平成31年10月1日から 同年10月31日まで	9,111,836円	8,283,489円	828,347円
	平成31年11月1日から 同年11月30日まで	8,722,449円	7,929,500円	792,949円
	平成31年12月1日から 同年12月31日まで	8,815,917円	8,014,471円	801,446円
	平成32年1月1日から 同年1月31日まで	8,519,998円	7,745,454円	774,544円
	平成32年2月1日から 同年2月28日まで	8,037,142円	7,306,493円	730,649円
	平成32年3月1日から 同年3月31日まで	9,111,848円	8,283,493円	828,355円
年間総額		104,307,258円	95,700,000円	8,607,258円

※大阪高等・地方・簡易裁判所庁舎警備業務(平成 年 月分)

(別紙第3)

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認めるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員又は第32条第1項第2号ないし第4号に規定する者及び団体をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 受注者は、前二条のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 受注者は、前二条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、すべての再請負人を含む。））、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負契約人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者に該当する再請負人等との契約を解除させるようにしなければならない。

2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該解除対象者である再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者である再請負人等との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 発注者は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

2 受注者は、発注者が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、契約書第15条第1項に定める方法等に従いその損害を賠償するものとする。

(不当要求等に関する通報等)

第6条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団又は暴力団員等、社会運動・政治運動、標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当要求等」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当要求等の事実を発注者に報告し、さらに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。